

真鯉道路は、

- (1) 道路の防災対策・危機管理の充実
- (2) 地域づくりの支援

を目的とした事業です。この事業の効果が費用に見合うかどうか再確認をしています。



< 位置図 >



< 事業概要図 >

事業概要

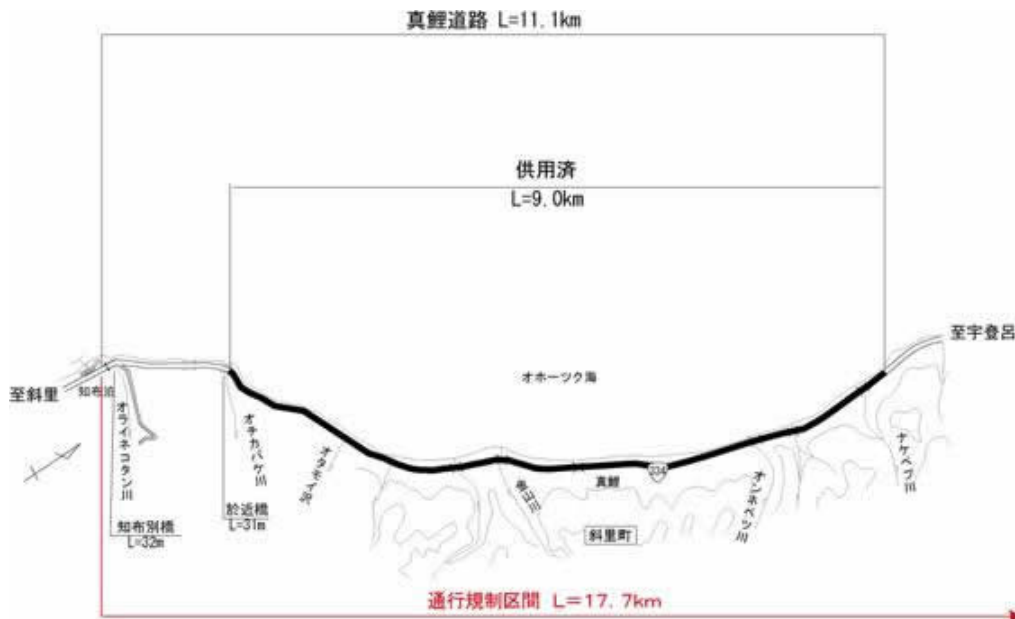
事業名	事業区分	事業主体	起終点	延長	地域
真鯉道路 (一般国道334号)	一般国道	直轄	自: 斜里郡斜里町国有林301林班 至: 斜里郡斜里町字峰浜3の1番地	11.1km	北海道

(1)道路の防災対策・危機管理の充実

事前

当該区間は土砂崩落・落石を要因とする通行規制区間(斜里町宇登呂西～斜里町日の出間、区間延長17.7km、規制基準雨量70mm)に指定されています。規制が行われると宇登呂と斜里間を結ぶオホーツク海沿岸のルートが寸断され、大幅な迂回が必要となります。

また冬期は知床峠が通行止めとなるため、宇登呂地区が孤立し、日常生活、観光、医療などに大きな影響を受けます。



夏期(4月下旬～10月下旬)



冬期(10月下旬～4月下旬)

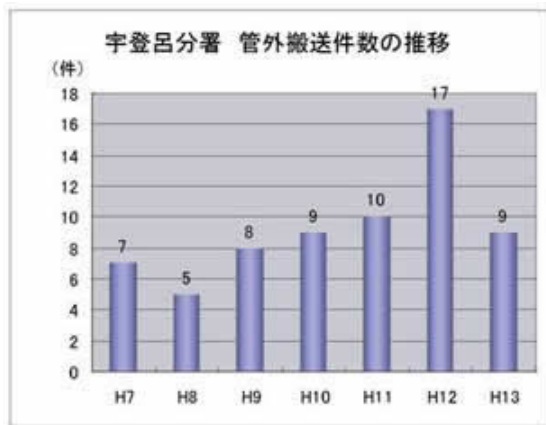


事後(予測)

真鯉道路の整備による通行規制区間の解消により、宇登呂地区の冬期間の孤立と夏期の大幅な迂回が解消され、道路交通の確実性の向上と知床観光の支援に寄与します。

事前

宇登呂地区の唯一の医療施設である宇登呂診療所については、平成10年度から医師が斜里町から通いとなったため、夜間は医師が不在となったことから、宇登呂分署からの搬送件数が増加しています。



資料 網走開発建設部



事後(予測)

真鯉道路の整備により安全で確実な搬送を可能とし、地域の医療に貢献します。